

(案)

彦根市新型インフルエンザ対策行動計画

(第1版)

平成20年 月
彦 根 市

目 次

1	現状と今後の方針	1
2	流行規模の想定	1
3	彦根市新型インフルエンザ対策行動計画の基本的な考え方	3
4	新型インフルエンザの対応策と危機管理体制	4
	フェーズ1～フェーズ2・フェーズ3 A	5
(1)	市民に以下の事項を啓発しておくこと	5
(2)	市民に家庭における備蓄リストを周知しておくこと	6
	家庭での備蓄リスト（日用品）	7
	家庭での備蓄リスト（食料品）	8
	家庭での備蓄リスト（薬品）	9
(3)	新型インフルエンザ対策拠点病院としての彦根市立病院の位置づけ を周知しておくこと	10
(4)	社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬投与の優先 順位を決定しておくこと	10
(5)	新型インフルエンザワクチン接種の優先順位に関すること	11
(6)	個人防護具着用の周知および資器材を備蓄しておくこと	11
	新型インフルエンザ対策用資器材等備蓄計画	12
	フェーズ3 B	14
	対策会議の設置	14
	フェーズ4 A	16
	フェーズ4 A対策本部の設置	16
	新型インフルエンザ流行警戒宣言	16
	フェーズ4 B	18
	フェーズ4 B対策本部の設置	18
	フェーズ4 B発表時の市民等に対する市長勧告事項	18
	フェーズ5 A	21
	フェーズ5 B	22
	フェーズ5 B対策本部の設置	22
	新型インフルエンザ非常事態宣言	22
	フェーズ6 A	25
	フェーズ6 B	26
	フェーズ6 B対策本部の設置	26
	後パンデミック期	29

(資料1) 関係用語説明	3 1
(資料2) 彦根市高病原性新型インフルエンザ対策会議設置要綱	3 3
(資料3) 彦根市高病原性新型インフルエンザ対策本部設置要綱	3 4

1 現状と今後の方針

近年、アジアを中心に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」を始め、「ウエストナイル熱」や「高病原性鳥インフルエンザ」などの新興感染症は、我が国にも脅威をもって迫っている。

ヒトに感染するA型インフルエンザウイルスは、その抗原性を少しずつ変化させ、ときに突然大きな変異を起こし、世界的大流行を起こすことが知られている。1918年のスペインかぜ（H1N1）では、全世界の患者数は約6億人、死亡者は約3,000万人に上ったとされている。その後も1957年のアジアかぜ（H2N2）、1968年の香港かぜ（H3N2）が新型インフルエンザとして出現し、パンデミック（大流行）を起こしてきた。

世界保健機関（WHO）は、新型インフルエンザ出現の可能性がかつてないほど高まっていると警告を発している。新型インフルエンザが出現した場合、人類は免疫を持たないため、世界中で大流行することは不可避であると言われている。

新型インフルエンザは、十年から数十年に一度発生し、パンデミック（大流行）を起こす。しかし、地震などの災害とは異なり、日本中でほぼ同時に被害が発生するため、流行した場合、近隣の自治体からの援助は期待できない。

彦根市においても、大流行に伴う健康被害にとどまらず、社会的・経済的な混乱が生じることが危惧される。

本行動計画は、国が発表した「新型インフルエンザ対策行動計画」および「滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画」を参考にして、市が実施すべき具体的な対策について取りまとめたものである。

この行動計画の具体化に当たっては、市民を始め、県、近隣市町、医療関係機関との十分な相互理解と協力・連携が不可欠である。

今後、市は、本行動計画に基づき、関係機関と連携して新型インフルエンザ情報の早期把握、医療体制の把握など、健康危機管理の観点から対策を充実し、健康被害とともに、社会的・経済的被害を最小限にとどめ、新型インフルエンザの脅威から市民の健康と生活を守り、安全・安心を確保していかなければならない。

（参考：資料1「関係用語説明」）

2 流行規模の想定

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さにより異なることから、現時点でその流行の規模を予測することは困難である。

国の行動計画では、米国疾病管理センター（CDC）における推計モデルにより試算した推計値をもとに、流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数および死亡者数の推計を行っている。

国の予測をもとに、アジアインフルエンザを中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2%）とすると、本市の推計値は下表のとおりとなる。

現在は、スペインかぜの頃（1918年）と比べて、衛生状態がよく、医学も発達しているが、他方、人口密度が増加し（世界人口は約20億人から63億人に増加）、都市への集中が進み、人が多数で集う機会も増加している。

H5N1型の病原性の強さを考えれば、感染は急速な広がりを見せ、健康被害の増大とともに社会活動や社会機能が停滞し、経済的にも大きな影響を及ぼし、スペインかぜを上回る被害も十分あり得ると考えられる。

また、国の推定では、全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くとの仮定の下で、中等度の場合では、（流行発生から5週間）で一日当たりの最大入院患者数は、10万1,000人になると想定しており、本市では一日当たりおおむね100人になると考えられる。重度の場合は、一日当たりの最大入院患者数も増大すると推定される。

なお、これらの推計においては、現在、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬による効果は考慮されていないことに留意する必要がある。

	死亡者		入院患者		外来患者
	中等度	重度	中等度	重度	
国 (1億2,000万人)	17万人	64万人	53万人	200万人	2,500万人
県 (135万人)	1,900人	7,200人	6,000人	2万2,500人	28万1,200人
彦根市 (11.5万人)	160人	600人	500人	1,900人	2万4,000人

そこで、以下の彦根市新型インフルエンザ対策行動計画においては、

- ① 流行は中程度（死亡者160人、入院患者500人、外来患者2万4,000人）、彦根市の人口の25%、2万8,750人が罹患する、
 - ③ 流行が8週間続く、
 - ④ ライフライン（水道、電気、ガス）は流行期間中、正常に機能している、
- と仮定して対応策を立案するが、流行が中程度であっても、行政や病院のみの対応は不可能であることは明白なので、今後、さらに検討を加え、実効性のある行動計画とするように努力するものとする。

3 彦根市新型インフルエンザ対策行動計画の基本的な考え方

新型インフルエンザの発生の時期や地域、発生した場合の感染力、病原性の強さ、流行規模等を予測することは、現時点では困難であるが、新型インフルエンザが発生した場合は、周到な計画のもとに発生初期の段階で押さえ込むことにより、感染拡大を防止しなければならない。

新型インフルエンザ対策の目的は、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の低下に至らせないことが最も重要である。

このことから、新型インフルエンザ対策は、本市の危機管理対策事案として、国・県の対応策を参考にしながら、市民の協力のもとに全庁体制で取り組むのである。

新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではなく、発生する態様も様々であると予測されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、本行動計画は随時見直し修正するものとする。

なお、本市の新型インフルエンザに関する危機レベルは、国が定めた次の分類を基本とし、そのレベルに応じた対応を行う。

分 類		定 義
フェーズ1 (前パンデミック期)		野鳥、家禽 ^{きん} における高病原性鳥インフルエンザの発生 →動物から新型のインフルエンザウイルスが検出
フェーズ2 (前パンデミック期)	A (国外)	ヒトに感染するおそれのある高病原性鳥インフルエンザの発生 →動物からヒトに感染する可能性の高いウイルスが検出
	B (国内)	
フェーズ3 (パンデミックアラート期)	A (国外)	ヒトに感染する高病原性鳥インフルエンザの発生 →ヒトへの新型のウイルス感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にはない
	B (国内)	
フェーズ4 (パンデミックアラート期)	A (国外)	ヒトからヒトに感染する新型インフルエンザの発生 (小クラスター感染の発生) →ヒトからヒトに感染しているが、小さな集団である
	B (国内)	
フェーズ5 (パンデミックアラート期)	A (国外)	新型インフルエンザの拡大 (小クラスター感染の続発/大クラスター感染の発生) →ヒトからヒトに感染しており、より大きな集団である
	B (国内)	
フェーズ6 (パンデミック期)	A (国外)	新型インフルエンザの大流行 (パンデミックの発生) →一般社会で急速に感染が拡大している大流行期
	B (国内)	
後パンデミック期		発生前の状態へ急速に回復している時期

4 新型インフルエンザの対応策と危機管理体制

新型インフルエンザによる市民への危機を回避するため、彦根市は、その発生状況に応じた危機管理体制を敷き、新型インフルエンザに速やかに対応する。

特に市内での感染拡大を阻止するため、初期の封じ込め対策に重点を置く必要があり、そのためには、市民、医療機関、行政との間において新型インフルエンザ対策情報を共有し、医療機関での発生監視が重要となる。

市は、市民に感染予防のための知識と最新の情報を提供し、新型インフルエンザ発生に備える必要がある。

本市の対策については、以下の危機管理レベル（フェーズ別）の状況に応じて、彦根市新型インフルエンザ対策会議設置要綱に基づく対策会議（以下「対策会議」という。）および彦根市新型インフルエンザ対策本部設置要綱（以下「対策本部要綱」という。）に基づく対策本部（以下「対策本部」という。）をそれぞれ早い段階で設置し、必要な対策を行うとともに、その状況下において最適なものとなるよう、本計画を基本としつつ、柔軟に対応するものとする。

なお、対策本部における各部課等の具体的な業務については、対策本部要綱に定める。

（参考：資料2「彦根市新型インフルエンザ対策会議設置要綱」）

（参考：資料3「彦根市新型インフルエンザ対策本部設置要綱」）

フェーズ1～フェーズ2・フェーズ3A

- フェーズ 1 野鳥、家禽における高病原性鳥インフルエンザの発生
→動物から新型のインフルエンザウイルスが検出
- フェーズ 2 ヒトへ感染する恐れのある高病原性鳥インフルエンザの発生
→動物からヒトに感染する可能性の高いウイルスが検出
- フェーズ3A 海外において、ヒトへの感染が発生している状態
(ヒトへの新しい型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない状態)

方針	○ 彦根市新型インフルエンザ対策行動計画の確認
目標	○ 鳥インフルエンザ・新型インフルエンザに関する認識の共有 ○ 国内外の情報収集 ○ 鳥インフルエンザ発生 of 早期把握
主な対策	○ 感染拡大に備えた体制の確認およびその準備 ○ 感染防御資器材の計画的な備蓄

(1) 市民に以下の事項を啓発しておくこと

新型インフルエンザが国内で発生するおそれが切迫している場合または発生した場合の備えとして、市民に対して段階に応じて次の項目を啓発するものとする。

- ア 情報収集 マスコミ、彦根市、保健所ホームページ、専用電話等からの情報収集
- イ 家庭における食料品、医薬品、日用品の備蓄
- ウ 不要不急の外出、集団が形成される集会等の自粛
- エ 外出から帰宅後の手洗い、うがい、洗顔の励行
- オ 外出時のマスク着用の徹底
- カ 『咳エチケット』の周知徹底
 - ・ 咳やくしゃみをするときは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて、1m以上離れる。
 - ・ 分泌物を含んだティッシュを、すぐにフタ付きの廃棄物箱に捨てる。
 - ・ 咳をしている人はマスクをする。
- ク 市民向け、学校、施設管理者向け「感染防止QアンドA」の周知徹底を図る。

- ケ 感染した可能性がある場合の病院受診
有症状者との接触後に高熱等が出現した場合の特定の医療機関紹介、医療方法についての専門相談窓口（発熱相談センター）の周知
- コ 新型インフルエンザが疑われるときに、必ず保健所・健康管理課・医療機関（彦根市立病院）に電話してから受診することを周知徹底する。
- サ 発熱学童、乳幼児の登校、通園通所中止に伴う家庭での対応
- シ その他、感染予防に関して特に必要があると認められる事項

(2) 市民に家庭における備蓄リストを周知しておくこと

新型インフルエンザが発生し、国内で流行が始まった場合、不要不急の外出を自粛することが大切である。そのため最低でも2週間、できれば4週間以上の食料品、薬品、日用品の備蓄が必要とされている。

- ア 電気・ガス・水道などのライフラインを維持するため、国、県および市は全力を尽くすことになるが、これらの供給がストップする可能性も想定しておく必要がある。
- イ マスクの着用、アルコール消毒など感染予防のための備品も必要となる。
- ウ 発症しても自宅療養での治療が十分考えられる。そのための用意も必要である。
- エ 持病用の常備薬もあらかじめ余分に確保しておく、流行時に新型インフルエンザ患者がいる可能性のある病院へ行かなくても済む。
- オ 家庭内に感染者が出た場合の家族の看護時も、マスクの着用など感染に注意する必要がある。
- カ このリストは、あくまで目安であり、各人、各家庭の事情に応じてリストをアレンジし、作成しておくことが重要である。

家庭での備蓄リスト（日用品）

No.	品名	購入日	個数	使用期限
1	カセットコンロ			
2	カセットボンベ			
3	箱ティッシュ			
4	保湿・ウェットティッシュ			
5	生理用品			
6	ラップ			
7	缶切り			
8	はさみ			
9	紙コップ			
10	紙皿			
11	ビニール袋			
12	使い捨て手袋			
13	下着			
14	紙おむつ			
15	石鹸			
16	シャンプー			
17	リンス			
18	洗濯洗剤			
19	洗濯用ロープ			
20	台所洗剤			
21	加湿器			
22	消毒剤			
23	乾電池			
24	電球			
25	手袋			
26	懐中電灯			
27	防災用ラジオ			
28	マッチ・ライター			
29	ろうそく			
30	保険証			
31	ペットフード			
32	連絡先リスト			

家庭での備蓄リスト（食料品）

No.	品名	購入日	個数	使用期限
1	水（ミネラルウォーター）			
2	粉ミルク			
3	米（アルファ米）			
4	パックご飯			
5	切り餅			
6	乾麺（うどん・そば）			
7	スパゲッティ			
8	クラッカー			
9	乾パン			
10	コーンフレーク			
11	ホットケーキ			
12	栄養調製食品・ゼリー状栄養飲料			
13	甘味類（チョコレート・キャラメル等）			
14	ナッツ類			
15	芋類			
16	即席ラーメン			
17	即席味噌汁			
18	粉末スープ			
19	レトルト食品			
20	調味料			
21	サラダ油			
22	ジャム			
23	蜂蜜			
24	フルーツ缶詰類			
25	野菜缶詰類			
26	魚肉・肉缶詰類			
27	乾物類（かつお節、昆布、のり、するめ）			
28	乾燥野菜（切干大根）			
29	乾燥フルーツ（イチジク、レーズン）			
30	漬物			
31	ふりかけ・お茶漬け			

家庭での備蓄リスト（薬品）

No.	品名	購入日	個数	使用期限
1	マスク（ウイルス防御・拡散防止用）			
2	漂白剤（ウイルス殺菌用）			
3	うがい薬			
4	のど飴			
5	手洗い石鹸			
6	消毒用アルコール			
7	シート状の熱さまし			
8	保冷剤			
9	水枕			
10	体温計			
11	カイロ			
12	清浄綿			
13	頭痛薬			
14	腹痛薬			
15	生理痛薬			
16	胃腸薬			
17	風邪薬			
18	解熱剤			
19	粉末状イオン飲料			
20	ぬり薬（かゆみ止め等）			
21	食物繊維			
22	ビタミン剤			
23	野菜タブレット			
24	怪我などの常備薬			
25	持病用常備薬（ ）			

(3) 新型インフルエンザ対策拠点病院としての彦根市立病院の位置づけを周知しておくこと

彦根市立病院は、感染症指定医療機関として、また、結核病棟を有する病院として「新型インフルエンザ対策拠点病院」に位置づけられる。

しかしながら、初期段階で新型インフルエンザの封じ込めができなかった場合は、急速に感染が拡大することから、パンデミック期には一般医療機関による診療のほか、公園、大型施設などに設置した臨時医療施設で診察や治療を行うなど、医療機関以外の医療提供体制を構築しなければならない。

彦根市立病院において新型インフルエンザの感染を封じ込める体制として、次の病床および診察体制を限度に対応するものとし、パンデミック期の診察・治療体制は、一般医療機関などの協力によるものとする。

- ・ 新型インフルエンザ対応病床 46床
- ・ 新型インフルエンザ一日最大診察者数 300人

(4) 社会機能維持者等に対する抗インフルエンザウイルス薬投与について

新型インフルエンザ発生の初期段階において、患者に接触した者については、保健所が行う積極的疫学調査により把握し、原則、保健所医師が主体となり予防投与が行われる。また、本市におけるその後の社会機能を維持するとともに、感染拡大防止の徹底を図る必要があるため、次の者に対して優先的投与を行うものとする。

ただし、新型インフルエンザウイルス患者に接触するなど、感染する可能性の高い者に対して投与を行う。

ア 市職員等（以下の者のうち、市民生活を維持させるために必要な者）

- ・ 市立病院の医師、看護師等の医療職員および事務職員
- ・ 救急隊員を始めとする消防職員
- ・ 市長、副市長、教育長を始め市民の健康管理および危機管理に携わる職員
- ・ その他市の行政に直接関与し感染危険を伴う者
(例示：市議会議員、民生委員児童委員、自治会長等)

イ 社会生活を維持する者（以下の者については、原則として国・県の対応とする。）

- ・ 治安維持に携わる者
警察官
- ・ ライフライン関係者
電気事業者 水道事業者 ガス事業者 石油事業者 食料販売関係者
- ・ 市民の最低限の生活維持のため情報提供に携わる者
報道機関 重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者
- ・ 輸送に携わる者
鉄道業者 道路旅客・貨物運送業者等

(5) 新型インフルエンザワクチン接種の優先順位に関すること

新型インフルエンザの発生に備えて製造されるワクチンの接種に係る優先順位については、国の示すところによる。

(6) 個人防護具着用の周知および資器材を備蓄しておくこと

新型インフルエンザ患者に対する診療やケアなどのために、患者に近づくあるいはその可能性がある職員は、すべて個人防護具を着用しなければならない。

市は、新型インフルエンザ対策用資器材等を計画的に備蓄しなければならない。

新型インフルエンザ対策用資器材等備蓄計画

(基準日:平成 20 年 10 月 1 日)

感染防止資器材名 (個人防護具)		現有数	計画数	備 考
感染防止衣	一体式	85着	計画中	
	上衣	23着	計画中	
	下衣	53着	計画中	
N95マスク		383枚	計画中	
サージカルマスク		3,200枚	計画中	
ゴーグル		86個	計画中	
シューズカバー		359枚	計画中	

医薬品名	現有数	計画数	備 考
手指殺菌・消毒剤	0本	計画中	
消毒用アルコール	5本	計画中	
次亜塩素酸ナトリウム	5本	計画中	
逆性石鹼	0本	計画中	
抗インフルエンザウイルス薬タミフル	1,000cap	計画中	
抗インフルエンザウイルス薬リレンザ	19set	計画中	

※ 保管場所：消防本部・市立病院・福祉保健部健康管理課

フェーズ3B

国内において、ヒトへの感染が発生している状態

(ヒトへの新しい型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない状態)

対策会議の設置

国内において、鳥からヒトへの感染が発生した場合は、対策会議を開催し、新型インフルエンザの予防対策に関すること、発生原因の究明に関すること、発生時の危機拡大防止対策に関すること、医療体制、対策本部の設置時期等を協議する。

また、対策会議における協議結果を以後の本行動計画に反映させるよう努め、適宜見直し改定することにより、本市の感染症対策の万全を期すものとする。

なお、本市としては、専門家・学識経験者等を構成員とする平常時の会議は設置しない。

方針	<ul style="list-style-type: none">○ 対策会議の設置・開催○ 彦根市新型インフルエンザ対策行動計画の必要に応じた見直し
目標	<ul style="list-style-type: none">○ 高病原性鳥インフルエンザ・新型インフルエンザに関する認識の共有○ 高病原性鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止○ 国内外の情報収集○ 新型インフルエンザ発生の早期把握
主な対策	<ul style="list-style-type: none">○ 市民への情報提供○ 感染防御資器材等必要な物資の確保○ 高病原鳥インフルエンザについて県からの情報把握

フェーズ3Bの具体的な対策	
①サーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○ 国内外の感染症情報の収集を行う。○ 飼育動物、野鳥等の不審死情報の収集を行う。
②情報提供	<ul style="list-style-type: none">○ 新型インフルエンザ等の基礎知識、一般的予防策、感染拡大防止策等を広報紙、ホームページ等で市民へ提供する。○ 医師会等関係機関へフェーズに応じた状況と市の対策について理解と協力を得る。

③相談	○ 高病原性鳥インフルエンザ・新型インフルエンザに関する相談窓口を設置する。
④医療物資の確保、活用	○ 抗インフルエンザウイルス薬を確保する。 ○ ワクチン（プレパンデミック・パンデミック）の接種に関する優先順位の再検討を行う。
⑤医療体制	○ フェーズに応じた役割分担と連携・協力体制を確認する。 ○ 彦根市立病院に発熱外来の設置に向けて検討する。 ○ 患者搬送体制を確認し、救急隊員等の感染予防対策を徹底する。
⑥防疫体制	○ 手洗い・うがい・外出時のマスク・咳をするときのマナーの徹底など感染予防対策の周知を図る。 ○ 野鳥の不審死対応の周知徹底を図る。 ○ 新型インフルエンザが疑われるときに、必ず保健所（健康管理課）・健康管理課・医療機関（彦根市立病院）に電話してから受診することを周知徹底する。 ○ 県が行う訓練に積極的に参加する。

フェーズ4 A

海外において、新型インフルエンザが発生した状態

(ヒトからヒトへの新しい型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている状態)

フェーズ4 A対策本部の設置

新型インフルエンザの警戒レベルがフェーズ4でヒトからヒトへの感染の発生がWHO(世界保健機関)から発表された時点为本市の対策本部設置の判断基準とする。

この時点で、市長を本部長とするフェーズ4 A対策本部を設置し、本部長は、本部会議を開催して、発生の初動対応、感染拡大防止対策等を速やかに行う。

また、海外において、新型インフルエンザの大流行発生のリスクが高まったと判断される場合、市長は、「新型インフルエンザ流行警戒宣言」(以下「警戒宣言」という。)を発し、海外渡航自粛要請など市民に協力と理解を求める。

方針	<ul style="list-style-type: none">○ フェーズ4 A対策本部の設置○ 警戒宣言の発令○ 彦根市新型インフルエンザ対策行動計画の必要に応じた見直し
目標	<ul style="list-style-type: none">○ 海外・国・県発生に関する情報収集と提供○ 国内発生に備えた体制の構築○ 市における新型インフルエンザ発生の早期把握
主な対策	<ul style="list-style-type: none">○ 早期発見のための滋賀県感染症サーベイランス(発生監視)体制との連携○ 健康不安者等からの電話相談体制の構築

フェーズ4 Aの具体的な対策	
①サーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○ 海外でのインフルエンザ発症情報を把握する。
②情報提供	<ul style="list-style-type: none">○ 市民へ海外発生状況等を迅速、正確に情報提供する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部において、関係機関への情報提供と今後の市の対応について検討する。
③相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口を設置し、継続する。
④医療物資の確保、活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抗インフルエンザウイルス薬を確保する。 ○ ワクチン（プレパンデミック・パンデミック）の接種に関する優先順位を決定、接種計画を策定する。 ○ 医療機関等に医療資器材（感染防御資器材、抗インフルエンザウイルス薬を含む医薬品、消毒薬）の確保を図り、使用方法を周知する。
⑤医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ フェーズに応じた役割分担と連携・協力体制を確認する。 ○ 発熱外来の設置に向けて検討する。 ○ 患者搬送体制を確認し、救急隊員等の感染予防対策を徹底する。
⑥防疫体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手洗い・うがい・外出時のマスク・咳をするときのマナーの徹底など予防策の周知、注意喚起を行う。 ○ 市民向け、学校、施設管理者向け「感染防止QアンドA」の周知徹底を図る。 ○ 市民へ渡航自粛を周知する。
⑦市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄の必要性の高まりに応じて、食料等、生活必需品の備蓄を市民に要請する。 ○ 食料・生活必需品の供給体制を検討する。 ○ 高齢者等要援護者の食料、生活必需品の供給体制を検討する。 ○ 要援護者のリストアップと対応策を検討する。

フェーズ4B

国内において、新型インフルエンザが発生した状態

(ヒトからヒトへの新しい型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている状態)

フェーズ4B対策本部の設置

国内において、ヒトからヒトへの感染が確認された場合は、フェーズ4B対策本部を設置する。

方針	<ul style="list-style-type: none">○ フェーズ4B対策本部の設置○ 警戒宣言の発令・継続
目標	<ul style="list-style-type: none">○ 市内で発生した際の封じ込めの徹底(抗インフルエンザウイルス薬の予防的投与を含む。)○ 感染拡大に備えた医療体制の確保○ 適切な情報提供による混乱防止
主な対策	<ul style="list-style-type: none">○ 発生情報等の迅速な把握○ 情報提供体制・相談体制の強化○ 拠点病院を中心として診療の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備○ 彦根市立病院に発熱外来の設置○ 市民等に対する市長勧告事項の周知

フェーズ4B発表時の市民等に対する市長勧告事項

国内において、ヒトからヒトへの新型インフルエンザが発生した場合、市長は、市民の集団感染を早期に防止するための措置として、次の事項を勧告するものとする。

ただし、勧告後、直ちに発生監視を行い、感染拡大危険が回避できると判断される場合は、勧告を解除する。

<p>○ 小中学校、幼稚園の臨時休業措置</p> <p>フェーズ4 Bでは県外発生であっても4～5日で全国に感染が拡大する可能性が高いため、初期の徹底防御により発生抑止を行うことが最も重要であり、若年層の生命を保護することを目的として臨時休業措置をとる。</p> <p>臨時休業期間の教育体制については、休業期間の長短を問わず、教育委員会において適切な対応が行えるよう事前計画を策定するものとする。</p>
<p>○ 市民の外出自粛</p> <p>感染拡大防止の最も有効な手段は、外出をしないことである。しかしながら市民生活において急を要する外出を規制することは困難であるため、外出時のマスク等の着用、家庭内における生活必需品の備蓄とともに不要不急の外出の自粛を勧告する。</p>
<p>○ 市民の集会等行事实施の自粛</p> <p>集会等の行事には、多数の市民が交流するため、新型インフルエンザの感染拡大が急速に進行するため、市民に行事实施の自粛を勧告する。</p>
<p>○ 市民への旅行自粛</p> <p>旅行は、感染経路を拡大することになり、ヒトからヒトへの感染拡大につながるため、市民への旅行自粛を勧告する。</p>
<p>○ 市民自らの生活必需品の備蓄</p> <p>外出自粛によって市民が自宅での生活を継続するためには、市民自らの生活必需品を日頃から備蓄しておく必要があり、市としてフェーズ4 B以下の時期から定期的な広報を行うとともに、フェーズ4 Bの段階では、備蓄を勧告する。</p>
<p>○ 市民の外出自粛に係る事業所への協力要請</p> <p>市民の外出自粛については、事業所自体の体制と理解が不可欠であり、市として事業所に協力要請を行う。</p>
<p>○ 高等学校および大学に対する臨時休校措置の要請</p> <p>感染拡大防止の観点から市域に存する高等学校および大学に臨時休校の措置を要請する。</p>
<p>○ ライフライン関係機関に対する感染防止対策の徹底</p> <p>フェーズ4 B以上において、ライフラインの確保は、市民生活の基盤であり、これらを維持するため、市は、ライフライン関係機関に対して感染防止対策の徹底を勧告するものとする。</p>
<p>○ 市民に対する咳エチケットの徹底</p> <p>不要不急の外出を自粛しても、外出をすべて抑制することはできず、やむを得ず外出することを想定し、飛沫感染防止対策として外出時のマスクの着用、咳エチケットの徹底について市民に勧告する。</p>

フェーズ4Bの具体的な対策	
①サーベイランス	○ 国内での発生状況を正確に把握する。
②情報提供	○ 市民へ新型インフルエンザの基礎知識、発生状況、予防策等の最新情報を提供する。 ○ 対策本部において関係機関との適時の情報交換を行うとともに、連携体制を強化する。 ○ 不確定情報によるパニック防止対策の徹底を図る。
③相談	○ 相談窓口を継続する。
④医療物資の確保、活用	○ 医療資器材（感染防御資器材、抗インフルエンザウイルス薬を含む医薬品、消毒薬）を活用するとともに、必要な医療物資の追加確保を図る。
⑤医療体制	○ 彦根市立病院において発熱患者の受入れ準備および発熱外来の設置を行う。 ○ 彦根市立病院を中心に「発熱外来」でトリアージを実施する。 ○ 彦根市立病院および市内医療機関における院内感染予防策の徹底を図る。 ○ 患者搬送体制を整備する。
⑥防疫体制	○ 市民へ旅行自粛を勧告する。 ○ 市民に外出自粛を勧告する。
⑦社会活動等の制限	○ 市民へ集会等行事実施の自粛を勧告する。 ○ 企業等の事業活動の自粛を要請する。
⑧市民生活	○ 食料等、生活必需品の備蓄を市民に勧告する。 ○ ごみ減量化への協力を要請する。 ○ ごみ処理状況を調査・処理能力を維持できるよう準備する。 ○ 供給不足が予測される場合は、市民へ電気・ガス・水道などの資源の使用を抑制するよう協力要請する。 ○ 食料・生活必需品の供給体制を検討する。 ○ 高齢者等要援護者の食料・生活必需品の供給体制について必要な場合対応する。 ○ 遺体に対する対応（公共施設での安置を含む。）を準備する。

フェーズ 5 A

海外において、新型インフルエンザのパンデミック（大流行）発生のリスクが高まった状態

（ヒトからヒトへの新しい型のインフルエンザ感染が確認されており、大きな集団発生がみられる状態）

4 Aの対策を強化推進。情報収集により、国内発生の危険が大きいものと予測される場合、4 Bの対策を講じる。対策本部が必要と認めた場合、5 Bの対策を講じる。

フェーズ5B

国内において、新型インフルエンザのパンデミック（大流行）発生リスクが高まった状態
（ヒトからヒトへの新しい型のインフルエンザ感染が確認されており、大きな集団発生が見られる状態）

基本的な方針

新型インフルエンザの流行状況が市内大発生レベルとなった場合、以下の事態が発生するものと考えられ、これを回避するため、最大限の対策を行うものとする。

- ・ 医療機関の患者の受入れの混乱
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の不足によるパニック
- ・ 医療関係者の罹患による医療体制の崩壊
- ・ 生活必需品の市内への入荷不足
- ・ 日常的行動による感染拡大
- ・ 死者の増加による遺体の処理の遅延
- ・ 廃棄物の処理低下による衛生環境の悪化
- ・ 経済活動の停滞

新型インフルエンザ非常事態宣言

国内において、大流行が発生し、市内での新型インフルエンザ患者の発生状況と流行予測から、緊急の必要があるとき、市長は「新型インフルエンザ非常事態宣言」（以下「非常事態宣言」という。）を発し、市民の全面的な協力と理解を求める。

方針	<ul style="list-style-type: none">○ フェーズ5B対策本部の設置○ 非常事態宣言の発令
目標	<ul style="list-style-type: none">○ 徹底した封じ込め策による流行拡大の防止○ 患者の急増に備えた外来・入院医療体制の確保
主な対策	<ul style="list-style-type: none">○ 拠点病院を中心とした診療の実施○ 彦根市立病院における発熱外来の継続○ 不要不急の外出や催し物の自粛の徹底○ 遺体安置所の設置等の実施

フェーズ5Bの具体的な対策	
①サーベイランス	○ 市内での発生状況を把握する。
②情報提供	○ 記者会見等により市民へ市内での発生状況、予防策などの最新情報を提供するとともに、随時、市民へメッセージを発信し、パニック防止等を行う。 ○ 対策本部において関係機関との緊密な情報交換を行うとともに、連携体制を強化する。
③相談	○ 相談体制（発熱相談センターを含む）を継続、強化する。
④医療物資の確保、活用	○ 流行に備え、医療資器材（感染防御資器材、抗インフルエンザウイルス薬を含む医薬品、消毒薬）を確保する。
⑤医療体制	○ 彦根市立病院および状況に応じ協力医療機関での外来診察を実施する。 ○ 入院医療については、彦根市立病院で行い、状況により協力医療機関等でも治療を行う。 ○ 患者搬送体制の整備を行う。 ○ 大流行に備え、外来診察および入院医療を行うため、公園や大型施設など臨時医療施設の候補地の選定、医療設備機器等の準備を行う。
⑥防疫体制	○ 消毒作業を実施する。 フェーズ4Bに準じて引き続き ○ 市民へ旅行自粛を周知徹底する。 ○ 市民へ外出自粛を勧告する。
⑦社会活動等の制限	フェーズ4Bに準じて引き続き ○ 市民へ集会等行事実施の自粛を勧告する。 ○ 企業等の事業活動の自粛を要請する。

<p>⑧市民生活</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料等、生活必需品の備蓄を市民に徹底する。 ○ ごみ減量化に取り組む。 ○ ごみ処理状況を調査・処理能力を維持する。 ○ 供給不足が予測される場合は、市民へ電気・ガス・水道などの資源の使用を抑制するよう要請する。 ○ 食糧・生活必需品の供給体制を整備する。 ○ 高齢者等要援護者の食料・生活必需品の供給などを支援する。 ○ 遺体に対する対応（公共施設での安置を含む。）を確立する。
--------------	--

フェーズ 6 A

海外において、パンデミック（大流行）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している状態

4 Aの対策を強化推進。情報収集により、国内発生の危険が大きいものと予測される場合、4 Bの対策を講じる。対策本部が必要と認めた場合、5 Bの対策を講じる。

フェーズ6 B

国内において、パンデミック（大流行）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している状態

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ フェーズ6 B対策本部の設置 ○ 非常事態宣言の発令・周知徹底
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市での流行の抑制 ○ 社会機能の維持 ○ 社会不安の解消とパニック防止
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症患者を中心とする入院医療体制への転換 ○ 病床を含めた既存の医療資源の最大限の活用 ○ 公共交通機関、ライフラインの確保 ○ 社会不安を解消する広報活動の充実・強化 ○ 遺体安置所の設置等の実施 ○ 警察と連携したパニック防止対策

フェーズ6 Bの具体的な対策	
①サーベイランス	○ 市内での発生状況を継続的に把握する。
②情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記者会見等により市民へ市内での発生状況、予防策などの最新情報を提供するとともに、随時、市民へメッセージを発信し、パニック防止等を行う。 ○ 対策本部において関係機関に対して入院医療体制の強化、転換等新たな対応について迅速な情報提供を行う。
③相談	○ 相談体制を継続、強化する。

④ 医療物資の確保、活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流行のさらなる拡大に備え、感染防御資器材、医薬品、消毒薬等を順次確保する。 ○ 抗インフルエンザウイルス薬の需要状況を考慮し、医療機関において予防投与中止の周知をする。 ※ 流行が拡大し抗インフルエンザ薬の不足が見込まれる場合は、優先順位を踏まえ医療機関において計画的な投与を行う。 ※ (優先順位) <ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザの入院患者 ② 罹患している医療従事者、社会機能維持者 ③ 罹患している医学的にハイリスク群 ④ 罹患している児童・高齢者 ⑤ 一般の外来患者 ※ ただし上記の優先順位は、ウイルスの性質で変更される場合がある。
⑤ 医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の診療所等一般医療機関にて発熱患者とそれ以外の患者のトリアージおよび初期診療を実施する。 ○ 彦根市立病院、協力医療機関において、重症者を中心とした入院治療を行う。 ○ 患者搬送体制を確保する。 ○ 必要時、フェーズ5Bで選定した公園等に臨時医療施設を設置し、外来診察を行う。 ○ 必要時、フェーズ5Bで選定した大型施設など臨時医療施設での治療を行う。
⑥ 防疫体制	<p>フェーズ5Bに引き続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所の行う患者発生時の接触者に対する経過観察、健康管理対策、外出自粛要請等に対応した業務を実施する。 ○ 消毒作業を継続実施する。 ○ 市民へ外出の自粛を徹底する。
⑦ 社会活動等の制限	<p>フェーズ5Bに引き続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民へ集会等行事实施の自粛を徹底する。 ○ 企業等の事業活動の自粛を勧告する。

<p>⑧市民生活</p>	<p>フェーズ5Bに引き続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料等、生活必需品の備蓄を市民に徹底する。 ○ ごみ減量化を徹底する。 ○ ごみ処理状況を調査・処理能力を確保する。 ○ 供給不足が予測される場合は、市民へ電気・ガス・水道などの資源の使用抑制を徹底する。 ○ 食料・生活必需品の供給を確保し、配給する。 ○ 高齢者等要援護者の食料・生活必需品の供給などを支援する。 ○ 遺体に対する対応（公共施設での安置を含む。）を実施する。 ○ 彦根警察署と連携し、犯罪防止およびパニック防止を図る。
--------------	--

後パンデミック期

パンデミック（大流行）が、発生する前の状態へ急速に回復している状態

方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部の解散時期の検討 ○ 非常事態宣言の解除（終結宣言）
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会機能の段階的回復 ○ 流行が再燃した場合の対策強化
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時医療施設での医療を感染症指定医療機関等へ移行 ○ 新たな発生や流行の再燃に備え、計画の見直しと体制の改善

後パンデミック期の具体的な対策	
①サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症発生動向調査による発生状況の把握を行う。
②情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記者会見等により市民へ市内での流行状況など最新情報を提供するとともに、随時、市民へメッセージを発信し、再燃に備える。 ○ 対策本部において、関係機関に対し迅速、正確な情報提供を行う。 ○ 市長は、国、県と協議し、終結宣言を行う。
③相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談件数減少に伴い、体制を縮小する。
④医療物資の確保、活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抗インフルエンザウイルス薬を優先順位に基づき、計画的に投与する。 ○ 新たな発生や流行の再燃に備え、確保計画、使用計画を見直す ○ 感染防御資器材、医療薬品、消毒薬の確保に努め、新たな発生や流行の再燃に備え、配備計画の見直しを行う。

⑤医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時医療施設での外来診療を終了し、通常の医療機関での診療に移行する。 ○ 臨時医療施設での入院医療を終了し、感染症指定医療機関等での医療へ移行する。 ○ 引き続き初期診療を行い、状況に応じて縮小する。 ○ 臨時医療スタッフの動員を解除し、通常のスタッフ動員による医療行為へ移行する。 ○ 患者搬送体制を見直し、改善する。 ○ 市民の心身のケアに対応する。
⑥防疫体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、蔓延防止対応策を見直し、改善する。 ○ 流行の経過を踏まえ検疫体制の課題を検証し、新たな発生や流行の再燃に備え、水際対策を含め、国、県へ改善を求める。
⑦社会活動等の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流行の状況を踏まえ、市民に各種行事の自粛を解除する。
⑧市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯・防災機能の状況を踏まえ、警察・消防機関の指導の下、地域団体の防犯防災活動を平常時の体制へ移行する。 ○ 高齢者などの支援は、社会機能の状況を踏まえ、平常時の体制に移行する。 ○ 遺体に対する対応を平常時体制に戻す。

関係用語説明

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

A型は、さらにウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

(いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。)

○ 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる。ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染するのは、一般的に、病鳥と近距離で接近した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染報告はない。

○ 新型インフルエンザ

過去数十年間にヒトが経験していないHA血清亜型のインフルエンザがヒトの間で伝播し、流行を起こした時、これを新型インフルエンザ流行という。

(わが国では、H5N1型を含む新しい血清亜型のインフルエンザがヒト-ヒト感染を起こし、フェーズ4以上の状態を「新型インフルエンザ」という。)

○ 家禽(かきん)

鶏、あひる、七面鳥およびうずらのこと。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定期的な感染症の発症状況(患者および病原体)やその状況から動向予測(感染症サーベイランス)が行われている。

○ クラスタ

感染のみられた集団のことをいう。「クラスタサーベイランス」とは、クラスタを早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステムをいう。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のことをいう。

○ フェーズ

世界保健機関（WHO）のパンデミックフェーズの定義に準じた分類のこと。

感染の場所により6つのフェーズに分類し、さらに国内で発生していない場合（国内非発生）を「A」、国内で発生した場合（国内発生）を「B」に分けている。現段階は、フェーズ3 A（ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的になく、ヒト-ヒト感染による感染の拡大はみられない。国内非発生）である。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥-ヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）

○ パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト-ヒト感染を起こしているウイルス株から作成されるワクチン

○ 感染経路

一般的に病原体の感染経路として、下記があげられる。

・ 接触感染

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路を指す。

・ 飛沫感染

病原体を含んだ大きな粒子（1000分の1ミリを単位とする5ミクロンより大きい飛沫）が飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することにより発生する。

飛沫は咳・くしゃみ・会話などにより生じ、飛沫は空気中を漂わず、空気中で短距離（1～2m以内）しか到達しない。

- 空気感染

病原体を含む小さな粒子（5ミクロン以下の飛沫核）が拡散され、これを吸い込むことによる感染経路を指す。飛沫核は空気中に浮遊するため、この除去には特殊な換気（陰圧室など）とフィルターが必要になる。

彦根市新型インフルエンザ対策会議設置要綱

(設置)

第1条 彦根市における新型インフルエンザの集団発生防止および二次感染防止に係る緊急対策の実施について協議し決定するため、彦根市新型インフルエンザ対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザの集団発生および二次感染防止についての緊急対策の決定に関すること。
- (2) 新型インフルエンザに関する情報の収集に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 新型インフルエンザの予防啓発に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、市長および別表に掲げる者をもって構成する。

2 対策会議の委員長は、市長をもって充てる。

(会議)

第4条 対策会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、所掌事務を総括する。

(事務局)

第5条 対策会議の事務を処理するため、総務部総務課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

副 市 長	教 育 長	企 画 振 興 部 長
総 務 部 長	市 民 環 境 部 長	福 祉 保 健 部 長
産 業 部 長	都 市 建 設 部 長	下 水 道 部 長
会 計 管 理 者	市 長 公 室 長	水 道 部 長
市 立 病 院 長	市 立 病 院 事 務 局 長	教 育 部 長
文 化 財 部 長	消 防 長	議 会 事 務 局 長

彦根市新型インフルエンザ対策本部設置要綱

(設置基準)

第1条 新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染の発生がWHO（世界保健機関）から発表された時点（フェーズ4の段階）で彦根市新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ対策行動の実施に関する事。
- (2) 新型インフルエンザ情報の収集および伝達に関する事。
- (3) 職員の配備に関する事。
- (4) 関係機関に対する応援の要請および応援に関する事。
- (5) 県の対策本部との連携に関する事。
- (6) 他市町との連携に関する事。
- (7) その他新型インフルエンザ対策行動に関する重要な事項の決定に関する事。

(組織等)

第3条 対策本部の組織は、次の表のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教 育 長 企 画 振 興 部 長 総 務 部 長 市 民 環 境 部 長 福 祉 保 健 部 長 産 業 部 長 都 市 建 設 部 長 下 水 道 部 長 会 計 管 理 者 市 長 公 室 長 水 道 部 長 市 立 病 院 長 市 立 病 院 事 務 局 長 教 育 部 長 文 化 財 部 長 消 防 長 議 会 事 務 局 長 その他本部長が指名する市職員

- 2 本部長は、必要に応じて対策本部の構成員による本部会議を招集し、具体的な方針等の周知徹底を図る。
- 3 対策本部は、彦根市役所5階第3委員会室に開設し、その設営については、彦根市災害対策本部に準ずるものとする。ただし、感染拡大状況に応じては、他の施設を選定するなど、柔軟に対応するものとする。

(事務局)

第4条 対策本部の事務を処理するため、総務部総務課に事務局を置く。

(対策本部における各部課等の業務)

第5条 新型インフルエンザに関する各種対策業務については、課および室（以下「課等」という。）を単位として対応するものの、当該課等で対応しきれない場合は、当該課等が属する部の他の課等が主体的に協力する体制を確立すること。

2 各部課等の共通業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザの市内の感染状況調査および情報収集に関すること。
- (2) 新型インフルエンザの流行に伴い、縮小が可能な業務、停止が可能な業務、新たに生じる業務等について検討し、業務の継続に努めること。
- (3) 新型インフルエンザ対策における本部長の特命事項に関すること。

3 各部課等のフェーズ4 B以上の個別業務は、別表のとおりとする。なお、別表における対策業務は、状況に応じてフェーズ3 Bおよびフェーズ4 Aに準用するものとする。

4 各部課等は、必要に応じて業務の詳細行動を定めた行動マニュアルを作成するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、対策本部において決定する。

付 則

この要綱は、平成20年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

部	所属名	フェーズ	新型インフルエンザ対策業務
総務部	総務課	4 B	① 対策本部の設営および本部員等の召集 ② 対策本部の進行および運営 ③ 関係機関等との連絡調整 ④ 感染拡大情報の収集、伝達 ⑤ ライフライン供給保持等の連絡調整 ⑥ 災害用非常食の備蓄と供給の体制整備 ⑦ 庁舎等の警備および車両の確保 ⑧ 庁舎内の感染予防策の実施 ⑨ 感染防止用防護衣等の追加確保
		5 B	① フェーズ4 B②～⑧の強化・継続
		6 B	① フェーズ5 B①の徹底 ② 職員交代制による対策本部継続体制の確保 ③ 市の事業継続計画の取りまとめ
	人事課	4 B～	① 職員への予防・防護対策の啓発 ② 職員のインフルエンザ感染状況の把握 ③ ワクチンの接種優先対象職員名簿の作成 ④ ワクチンの接種計画の策定および優先接種対象職員への接種の実施（健康管理課と連携） ⑤ 職員に対する専門研修の実施（対策会議の決定による。）
	財政課	4 B～	① 感染対策関係予算等の確保 ② 他課等の応援
	税務課	4 B～	① 他課等の応援
	納税課	4 B～	① 他課等の応援
	契約監理室	4 B～	① 他課等の応援
	議会事務局	4 B	① 議員への個人予防・防護方法の啓発 ② 議員の新型インフルエンザ感染状況の把握 ③ 来訪者への情報提供・感染予防対策の協力依頼 ④ 議員への状況報告・連絡調整 ⑤ 議員へ警戒宣言の発令周知
		5 B～	① フェーズ4 B①～④の強化・継続 ② 議員へ非常事態宣言の発令周知

	支所・出張所	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部との連絡調整 ② 支所、出張所管内の情報収集 ③ 支所、出張所の感染防止対策 ④ 支所、出張所管内の市民への情報提供 ⑤ 対策本部決定事項の周知
	監査委員事務局	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
福祉保健部	社会福祉課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅要援護者の把握と見回り ② 他課等の応援
		6 B	<ul style="list-style-type: none"> ① フェーズ4 B～①②の強化・継続 ② 在宅要援護者の有症者に対する食料、日用品の供給（総務課と連携）
	介護福祉課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 老人福祉センター・デイサービスセンター・グループホームの感染防止対策 ② 入所施設における感染防止対策の徹底 ③ 通所施設に対する事業休止（閉鎖）の要請 ④ 通所施設の休止中の対応 ⑤ 事業者協議会への要請 ⑥ 一般高齢者の感染状況の把握 ⑦ 施設職員の感染状況の把握 ⑧ 一般高齢者に対する在宅支援 ⑨ 必要業務・休止業務の峻別
	子育て支援課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもセンターの閉鎖 ② 保育所内での感染防止対策 ③ 保育所内の児童の感染状況の把握 ④ 保育所の運営保持 ⑤ 保育所の感染拡大時の閉鎖措置 ⑥ 保護を要する子どもの対策 ⑦ 他課等の応援
	子ども青少年課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 東山児童館・ふれあいの館の閉鎖 ② 他課等の応援

障害福祉課	4 B	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害者福祉センターデイサービス事業、子ども療育センター療育事業の休止 ② 障害者施設（居住系）における感染防止対策の徹底 ③ 障害福祉サービス（訪問系）における感染防止対策の徹底 ④ 情報入手困難な障害者への情報提供 ⑤ 障害福祉サービス提供事業所への要請（連絡調整会議の設置） ⑥ 日中活動系サービスの休止要請と休止に伴う対応準備 ⑦ 障害者の幹線状況の把握 ⑧ サービス提供事業所職員の感染状況の把握 ⑨ 必要業務・休止業務の峻別
	5 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① フェーズ4 B①～⑨の強化・継続 ② 日中活動系サービス中止の対応 ③ 障害福祉サービス（訪問系）低下への対応
健康管理課	4 B	<ul style="list-style-type: none"> ① 休日急病診療所・訪問看護ステーションの感染防止対策 ② 保健事業（健診・予防接種等）の休止 ③ 市民への情報提供・啓発・感染予防協力依頼 ④ 相談窓口の継続設置 ⑤ 発熱相談センターの設置 ⑥ 職員用防護資器材の出動準備と活用および追加確保 ⑦ 職員交替体制の検討・実施 ⑧ 保健所との連携（積極的疫学調査協力） ⑨ 県との連携によるプレパンデミックワクチン接種体制の確保、接種準備～接種の実施 ⑩ 県との抗インフルエンザウイルス薬の投与等の連携

		5 B	<ul style="list-style-type: none"> ① フェーズ4 B（感染防御資器材の確保、発熱相談センターの設置、市民への情報提供等）の強化・継続 ② 県との連携によりパンデミックワクチンが製造され次第、接種準備～接種の実施 ③ 県との連携による抗インフルエンザウイルス薬等の投与 ④ 県の消毒命令に基づく消毒作業
		6 B	<ul style="list-style-type: none"> ① フェーズ5 B①～④の徹底 ② 県と調整して医療体制の確保 ③ 医療資器材の確保 ④ 必要業務・休止業務の峻別 ⑤ 職員交代制・支援体制の確保 ⑥ 市民の心身のケアに対応
企 画 振 興 部	企画課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治会等、来訪者に対する窓口での情報提供（まちづくり推進室） ② 国・県等との情報交換 ③ 必要な緊急対策等の調整 ④ 他課等の応援
	彦根城世界遺産登録推進室	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
	経営改革推進室	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
	市長公室	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 来訪者との面談における感染予防策の徹底 ② 出席行事予定の変更・縮小 ③ 他課等の応援
		6 B	<ul style="list-style-type: none"> ① フェーズ4 B～①②の強化・継続 ② 市長・副市長の交替勤務体制の確立
	情報政策課	4 B	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ対策本部の設営協力 ② 市民への予防・防護対策（咳エチケット、食料備蓄等）の広報 ③ 感染の防止・拡大情報の収集、伝達 ④ 報道機関との連絡、調整 ⑤ 発生地域への旅行自粛の広報

		5 B	① フェーズ 4 B ②～⑤の強化・継続 ② 記者会見の定期的な実施 ③ 最新情報の提供 ④ 市民へのメッセージ発信によるパニック防止
		6 B	① フェーズ 5 B ①～④の徹底
市民環境部	市民課	4 B	① 来訪者に対する情報提供・啓発・感染予防の協力要請
		5 B	① フェーズ 4 B ①の強化・継続 ② 新型インフルエンザによる死亡届の受理と対策本部への報告
		6 B	① フェーズ 5 B ①②の徹底
	保健年金課	4 B～	① 他課等の応援
	市民交流課	4 B～	① 男女共同参画センターの感染防止対策 ② 他課等の応援
	人権政策課	4 B～	① 地域総合センターの感染防止対策 ② 他課等の応援
	東山会館	4 B～	① 東山会館の感染防止対策 ① 他課等の応援
	人権・福祉交流会館	4 B～	① 人権・福祉交流会館の感染防止対策 ② 他課等の応援
	生活環境課	4 B	① し尿、廃棄物の処理体制の確保 ② 廃棄物等の減量化、適正排出に関する市民啓発 ③ 感染拡大に伴う遺体処理の準備
		5 B	① フェーズ 4 B ①～③の強化・継続 ② 火葬体制の強化・拡充方法の確認
		6 B	① フェーズ 5 B ①の徹底 ② 遺体の安置および火葬、埋葬
	清掃センター	4 B～	① ごみ等の収集・処理体制の確保
		5 B～	① フェーズ 4 B ①の強化・継続 ② ごみの減量化の推進および徹底

産業部	農林水産課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 高病原性鳥インフルエンザの動向の監視 ② 飼育鳥、野鳥等の不審死の対応 ③ 鳥インフルエンザに関する対策本部への情報提供 ④ 農村環境改善センターの感染防止対策 ⑤ 他課等の応援
	商工課	4 B	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業等の事業活動自粛の要請 ② 市内小売業団体の協力要請 ③ 商工会議所等経済団体との物流安定に係る協力要請 ④ 企業における新型インフルエンザ対策の把握と連携 ⑤ 他課等の応援
		5 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① フェーズ4 B①～④の強化・継続 ② 民間企業等への就業制限の要請
	観光振興課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 俳遊館の閉鎖 ② 旅行事業者・宿泊施設への情報提供 ③ 観光客への情報提供 ④ 観光施設への情報提供 ⑤ 行催事主催者への情報提供 ⑤ 他課等の応援
	農業委員会事務局	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
都市建設部	建設管理課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
	道路河川課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
	都市計画課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
	建築指導課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所からの感染防御に係る空調管理（換気・湿度管理）の問合せ対応 ② 他課等の応援
	区画整理課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 他課等の応援
	交通対策課	4 B～	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共交通機関等の感染防止対策の指導 ② 他課等の応援

下水道部	管理課	4 B～	① 他課等の応援
	建設課	4 B～	① 下水道関係事業者に対する感染防止対策 ② 他課等の応援
		4 B～	① 他課等の応援
水道部	業務課	4 B	① 水道利用者へ安全性についての情報提供 ② 職員の感染予防の徹底 ③ 要員確保の準備 ④ 浄水場の衛生管理、配水供給体制の確保 ⑤ 水質監視体制の強化と残留塩素濃度の確認
	工務課	5 B～	① フェーズ4 B①～⑤の強化・継続 ② 水道供給機能の維持に係る要員の確保 ③ 水質対策の強化・監視 ④ 浄水場、配水池内作業等の制限・禁止 ⑤ 浄水場（敷地内）への立入制限
	出納室	4 B～	① 他課等の応援
教育委員会事務局教育部	教育総務課	4 B～	① 小中学校、幼稚園施設における予防・防護対策の実施 ③ 他課等の応援
	学校教育課	4 B～	① 小中学校、幼稚園閉鎖中の教育体制の確保 ② 流行地域またはその周辺地域からの転出入幼児児童生徒の対応 ③ 他課等の応援
	生涯学習課	4 B～	① 公民館等施設における感染防止対策 ② 他課等の応援
	保健体育課	4 B～	① 小中学校、幼稚園の感染状況の把握、報告 ② 職員への予防、防護対策の啓発・実施 ③ 小中学校、幼稚園内の感染状況の把握・報告 ④ 新型インフルエンザが疑われる症状がある幼児児童生徒への受診指導 ⑤ 小中学校、幼稚園の感染拡大時の臨時休業措置 ⑥ 調理従事者の感染防止・衛生管理の徹底 ⑦ 保健所および県教育委員会への連絡・連携 ⑧ 他課等の応援

	人権教育課	4 B～	① 他課等の応援
同 文 化 財 部	文化財課	4 B～	① 文化財施設の閉鎖 ② 観光客への情報提供 ③ 他課等の応援
	市史編さん室	4 B～	① 他課等の応援
	彦根城博物館	4 B～	① 博物館の閉鎖 ② 観光客への情報提供 ③ 他課等の応援
消 防 本 部	本部各課(室) 消防署 消防団	4 B	① 職員への予防・防護対策の啓発 ② 職員の予防・防護対策の実施 ③ 職員の感染状況の把握 ④ 車両の消毒 ⑤ 医療機関および対策本部との連携 ⑥ 不要不急の救急要請の自粛 ⑦ 救急隊員や消防職員が不足した場合の勤務体系の見直し ⑧ 消防職員の通勤方策(公共機関の利用を避ける等)
		5 B	① フェーズ4 B①～⑥の強化・継続 ② 消防団員の予防・防護対策の啓発・指導 ③ 市民への医療機関情報の提供 ④ 防護服等の確保 ⑤ 職員への抗インフルエンザウイルス薬の優先投与
		6 B	① フェーズ5 B①～⑤の徹底 ② 非常事態宣言における消防・救急機能の維持・確保 ③ 重症インフルエンザ患者の移送体制の確保

市立病院	病院事務局各課	4 B	<p>第1段階</p> <p>(県内にはまだ患者が発生していない段階)</p> <p><直接受診の防止></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談窓口からの紹介患者の受診対応 ② 新型インフルエンザ要観察例患者の把握 ③ 該当する場合の保健所への連絡 ④ 検体採取 ⑤ 新型インフルエンザ疑い患者の受入れ ⑥ 新型インフルエンザ要観察例患者への任意入院勧奨 ⑦ 新型インフルエンザが否定された時点で退院もしくは一般病院へ転送 ⑧ 外来受診時症候群サーベイランスの実施 ⑨ 入院時肺炎症候群サーベイランスの実施 ⑩ クラスタサーベイランスの実施 ⑪ 臨床経過情報共有システムによる報告 ⑫ 院内感染予防対策の徹底 ⑬ 医療従事者に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与準備～実施・適正使用 ⑭ 予防接種副反応迅速把握システムによる報告 ⑮ 救急搬送患者情報の把握 ⑯ 医療、医薬品等の供給体制の整備 ⑰ 医師会、薬剤師会、医療機関等への医療救助の協力要請 ⑱ 彦根保健所等の関係機関との連絡、調整 <p>第2段階</p> <p>(県内に患者発生、入院勧告措置に基づいて医療が行われる)</p> <p>(ア)発熱外来の設置</p> <p>(イ)発熱外来において患者の振り分け診療の実施</p> <p>(ウ)新型インフルエンザ「要観察例」「疑似症患者」「患者(確定例)」の入院診療の実施</p> <p>(エ)第1段階③～⑱の継続</p>
------	---------	-----	--

5 B	<p>第3段階</p> <p>(新型インフルエンザ患者が増加し、入院勧告措置が解除されすべての入院医療機関において病床を動員)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① フェーズ4 B 第2段階の強化・継続 ② 発熱外来において、患者の振り分け診療の実施、あるいは、大きな集団が発生し患者が多数来院する可能性がある場合は、外来受診を縮小および、一般外来の中止。 ③ 待機的入院、待機的手術を控える。 ④ 感染症指定医療機関以外の病床の把握 ⑤ 医療従事者の応援要請。 ⑥ 自宅で治療が可能な患者は自宅での療養を行うよう指導する。 ⑦ 一般医療機関による新型インフルエンザの診療 ⑧ 在宅療養指導リーフレットの配布
6 B	<p>第4段階</p> <p>(入院が必要な新型インフルエンザ患者数が膨大となり、医療機関以外にも医療を提供できる体制を確保する)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① フェーズ5 B 第3段階の徹底 ② 新型インフルエンザ発生動向調査、ウイルス検査、予防接種副反応の迅速な把握の継続 ③ 医療機関以外の医療提供体制の確保 ④ 軽症患者に対する在宅療養の勧告 ⑤ 一般医療機関による患者の振り分け診療の徹底 ⑥ 在宅療養指導リーフレットの配布 ⑦ 入院勧告措置の解除、重傷者のみが入院対象となる。